

# さくらねこ活動団体等登録・チケット申請について

## さくらねこ活動に登録申請可能な団体・個人

地域猫活動団体(地域猫活動を目的とする町内在住の者を含む3人以上の団体)又は地域猫活動者(地域猫活動に関する所定の講習を受講し、個人で地域猫活動を実施する町内在住の者)であり、次に掲げる要件をすべて満たす場合のみ、申請が可能です。

- (1)町内で地域猫活動を行うことができる者
- (2)多頭飼育崩壊現場において、猫に不妊手術を施すことができる者

## 登録申請について

登録申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、役場住民環境課までご提出ください。審査の上、決定通知書をお送りいたします。

決定後にチケット交付申請が可能になります。

※ 登録は毎年更新です。団体・個人とも年度ごとに申請が必要です。

※ 団体登録の場合は地域猫活動団体としての活動内容が分かる書類(団体の規約・年間計画・実績・構成員名簿など)を併せて提出して下さい。

## 登録内容の変更や廃止など

下記の内容に変更があった場合は、登録事項変更届出書(様式第4号)を提出して下さい。

- ① 登録団体名
- ② 代表者の氏名、住所及び連絡先
- ③ 構成員

また、活動を終了する場合は登録廃止届出書(様式第5号)を提出して下さい。

## チケット申請・配布について

活動予定月の前々月までに交付申請書(様式第7号)によりチケットの交付申請をしてください。  
なお、協力病院ごとにチケットの割り当て枚数に制限がありますので希望に沿えない場合もあります。

12月から活動予定の場合	10月末までに希望するチケット交付申請 ➔ 11月初旬 町から団体等へ交付決定通知 町からどうぶつ基金にチケット交付申請 ➔ 11月下旬 どうぶつ基金から町へチケット到着 町から団体等へチケット交付
--------------	---

## チケットの利用報告について

活動終了後、利用報告書(様式第 10 号)を提出して下さい。

## 活動に関する注意事項

- ※ 対象となる猫は、「飼い主のいない猫」、「飼われる予定のない猫」「里親に出す予定のない猫」です。
- ※ さくらねこ活動実施に関するすべての責任は、活動の実施者が負います。
- ※ さくらねこ活動の趣旨に反する行為が確認された場合は、登録を取り消します。以後の登録・チケット申請はできません。
- ※ さくらねこ活動はリターン(捕獲した場所に返すこと)が活動のルールです。捕獲場所へのリターンが確認できない場合は、登録取消、手術費用の返還などのペナルティがあります。また意図的に他の場所に遺棄する行為は動物愛護法違反になります。